

稻穂会病院 介護医療院
(介護予防) 短期入所療養介護

重要事項説明書及び契約書

令和6年11月1日改訂

医療法人 稲穂会
稲穂会病院 介護医療院

稲穂会病院 介護医療院 (介護予防) 短期入所療養介護 重要事項説明書

1. 事業の概要

(1) 所在地およびサービス提供地域

名称 稲穂会病院 介護医療院

所在地 和歌山県紀の川市粉河 756-3

事業実施地域範囲 紀北地区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

サービス提供場所 稲穂会病院 介護医療院

療養室 多床室 (4人) 10室、個室 2室

浴室 (一般浴室又は特別浴槽)

食堂・談話室・レクリエーション室

家族相談室・ボランティア室

稲穂会病院

1F 診察室・処置室

1F 機能訓練室

(2) 事業所の職員体制

資格		計
管理者	医師	4名以上 (内1名は管理者)
介護・看護	看護師・准看護師	7名以上
	介護職員	9名以上
理学療法士・作業療法士		1名以上
介護支援専門員		1名以上
管理栄養士・栄養士		3名以上

(3) 利用日及び利用予約

利用日 年中無休

利用予約 利用者個別のサービス計画を確認の上、ご予約ください。

(4) 利用者の定員

事業に係る利用者の定員は、本体施設である介護医療院に空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、本体施設の定員42名の範囲で、(予防介護)短期入所療養介護に利用できるものとする。

(5) サービスの内容

① 居宅サービス計画の立案

利用者個別のサービス計画(ケアプラン)によりサービスを行います。

療養室は基本的には、個室となります。

② 食事

適時適温給食を実施致しております。(朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00)

個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めます。

利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握しそれに基づき計画的な食事を提供します。

利用者の自立の支援に配慮し、出来るだけ離床して食堂にて食事をして頂きます。

③ 入浴

基本的には週 2 回入浴していただけます。

利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、特別浴槽や介助浴等適切な方法を用いた入浴や介助等適切に実施します。

なお、心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなど身体の清潔保持に努めます。

④ 介護

サービス計画に沿って次の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介護、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付添等

排泄に係る介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や利用者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施します。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施します。

⑤ 機能訓練

利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供します。

2. 利用料金

(1) 基本料金

I 型介護医療院（介護予防）短期入所療養介護費Ⅲ（日額）

	多床室	従来型個室	療養食加算
要支援 1	636 単位	575 単位	1 食 8 単位
要支援 2	798 単位	715 単位	1 食 8 単位
要介護 1	864 単位	752 単位	1 食 8 単位
要介護 2	975 単位	863 単位	1 食 8 単位
要介護 3	1,215 単位	1,103 単位	1 食 8 単位
要介護 4	1,317 単位	1,205 単位	1 食 8 単位
要介護 5	1,409 単位	1,297 単位	1 食 8 単位

※1 単位は 10 円となっております。

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位/日
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 全サービス費に対して 4.7%

※ 送迎加算 片道 184 単位

※ 口腔連携強化加算 50 単位/月

※ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位/日

※ 作業療法 I 123 単位/回（機能訓練実施した場合）

- ※ 療養食加算 8 単位/食
- ※ 緊急短期入所受入加算 90 単位/日 (7 日間)
- ◎ ※の加算に関しては対象の方のみとなります。
- ◎ 指定短期入所療養介護の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

居住費と食費 (日額)

利用者負担段階	従来型個室	多床室	1 日当りの食費
第 1 段階	550 円	0 円	300 円
第 2 段階	550 円	430 円	600 円
第 3 段階①	1,370 円	430 円	1,000 円
第 3 段階②	1,370 円	430 円	1,300 円
第 4 段階	1,728 円	437 円	1,500 円

- ※ 食費は 1 日当りの上限を記載しております。
- ※ 利用者様の状態によって別途費用が発生することがありますので御了承下さい。
- ※ 介護保険法改正により利用料が変更になる場合があります。
- ① 理美容代 1,320 円/回 (税込)
- ② その他日常生活費 (要した費用の実費)
 - 1) 身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用
 - 2) 入所者の希望により、教育娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用
 - 3) 健康管理費 (インフルエンザ予防接種に係る費用等)
 - 4) テレビカード代

※持ち込まれる電化製品につきましては制限させていただく場合がございます。

(2) 支払方法

サービス終了時及び月 1 回 (月末締め翌月 10 日頃) 請求書をご用意しております。

1 階医事課窓口までお越し頂き支払ください。

平日 午前 9 時から午後 7 時まで

土曜 午前 9 時から午後 12 時まで

窓口にお越しいただくことが難しい場合、銀行振り込みをご利用になれます。

振込先 紀陽銀行 粉河支店 普通 413401

イリョウホウジン イナホカイ リジチョウ イナダヨシアキ

口座名 医療法人 稲穂会 理事長 稲田吉昭

(振込手数料は利用者様のご負担でお願いします。)

3. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

利用申込者又はその家族に対し、当該指定 (介護予防) 短期入所療養介護の運営規程の概要等

利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明し、同意を得た上で契約を結びサービスの提供を開始します。入所と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が医療・介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者様が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は文書で通知することにより即時にサービスを終了させていただく場合があります。

4. サービス内容に関する相談、要望、苦情

当該介護医療院では、提供したサービスに関する利用者様、及びご家族様からの相談、要望、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置しております。

受付 稲穂会病院 介護医療院 ナースステーション

苦情受付担当者 介護支援専門員 春本 瞬

看護師 山本 順

苦情解決責任者 看護部長 永井 明美

電話 0736-74-2100

1階診察受け付け前入口、2階北病棟に投書箱を設置しておりますのでご利用ください

お受けした相談を苦情受付担当者より苦情解決責任者に報告し、事案について検討し、結果につきましてはご報告いたします。

他の相談窓口

市町村

紀の川市消費生活相談窓口

相談場所 紀の川市役所本庁4階 相談室

電話番号 0736-79-3919

和歌山県国保連合会

電話番号 073-427-4662

5. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は利用者に対する指定(介護予防)短期入所療養介護の提供により怪我や体調の急変、があった場合、又は事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居

宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(3) 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ただし、当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所、またはサービス提供者の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。

6. 身体の拘束、その他の制限

(1) 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所はサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行わない。

(2) 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行う。

また、この場合、事前または事後速やかに、利用者の後見人または利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には連帯保証人）に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について文書で十分説明した上で、「身体拘束に関する同意書」に署名を受けることとする。

7. 個人情報の保護について

個人情報保護の利用目的

指定（介護予防）短期入所療養介護事業所では、利用者様の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者様本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

(1) 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所内部での利用目的

① 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所が利用者様に提供するサービス

② 介護保険業務

③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの

利用状況等の管理

会計・経理

事故等の報告

当該利用者の介護・医療サービスの向上

④ その他

広報誌、施設内掲示、テレビ中継等の映像

(2) 他の介護保険事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所が利用者等に提供する居宅サービスのうち次のもの
利用者へ居宅サービスを提供するほかの施設サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
その他の業務委託
利用者の利用等に当り、外部の医師の意見・助言を求める場合
家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
保険事務の委託（一部委託含む）
審査支払機関へのレセプトの提出
審査支払機関または、保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

(3) 上記以外の目的

当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所の管理運営業務のうち次のもの
居宅サービスや業務の維持・改善の基礎資料
当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所等において行われる学生等の実習への協力
当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所において行われる事例研究

- (4) 当該指定（介護予防）短期入所療養介護事業所管理運営業務のうち次のもの
外部監査機関への情報提供

外部より入所に関する問い合わせ等に対する回答を望まれない方はお申し出下さい。

8. 非常災害対策について

非常災害に対する備蓄

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練・研修を全職員に対し年2回実施しています。

同意書

医療法人稲穂会 稲穂会病院 介護医療院
管理者 稲田 吉昭殿

私は、重要事項の内容及び手続の説明を受け介護医療院指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供を受けることに同意します。

令和 年 月 日

本人

住所 _____

氏名 _____ 印

家族

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

稲穂会病院介護医療院 指定（介護予防）短期入所療養介護契約書

_____（以下、「利用者」といいます）稲穂会病院 介護医療院 指定（介護予防）短期入所療養介護（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うサービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、短期入所療養介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合でかつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要支援～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（身元引受人）

事業者は、利用者に対し、身元引受人を求める場合があります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められた場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対するすべての債務について利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力します。
 - ② 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めます。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置を行います。

第4条（居宅サービス計画の作成・変更）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護医療院サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービスを作成します。
- ② 必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

- ③ 居宅サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者説明します。

第5条（短期入所療養介護サービスの内容）

- 1 事業者は、4日以上入所される利用者には居宅サービス計画に沿って、利用者に対し、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、居宅サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】記載のとおりです。また、内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドおよび居室等に身体的拘束を行いません。
- 4 事業者は、介護保険給付外サービスとして、①理美容サービス、②レクリエーション行事等を提供できます。
- 5 事業者は、第4項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者または家族等に説明するものとし、利用者はその利用料金を負担するものとします。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、午前10時から午後4時の間に事務室にて、当該利用者に関する記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（利用料等）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された期間ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、翌月の10日以降に料金合計額の請求書に明細を付して、利用者へ通知します。
- 3 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対し（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。
 - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が死亡した場合。

第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望に沿い利用者が退所された後の環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者は個人情報を提供しません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害賠償を負うものとします。

第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するものとするとともに、必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約書に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

私は、以上の重要事項説明書および契約書を本書面により、事業者から短期入所療養介護の内容について説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。

利用者

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____印

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

私は、本人の契約意思を確認し、身元引受人の責任につきまして理解しました。

(身元引受人)

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____印

当事業者は、短期入所療養介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいてサービス内容を説明し、利用者の申込を受諾し、本契約書に定める各種サービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者

<所在地> 和歌山県紀の川市粉河 756-3

<名 称> 医療法人 稲穂会 稲穂会病院 介護医療院

<説明者> _____印

<事業所名> 医療法人 稲穂会 稲穂会病院 介護医療院

<住 所> 和歌山県紀の川市粉河 756-3

<管 理 者> 理事長 稲田 吉昭 印